

令和6年3月29日
資源エネルギー庁
資源・燃料部政策課

鉱業法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。これを受けて、下記のとおり整理しましたので、御了知願います。

（参考）

○アナログ規制見直しの取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

（1）往訪閲覧規制について

別表に掲げる当課所管の法令における往訪閲覧については、ホームページ掲載、オンライン会議システムの活用等、個々の状況を勘案の上、活用が可能な分野については必要に応じてデジタル技術を活用されたい。

（2）目視規制について

別表に掲げる当課所管の法令における実地調査等については、これらの条項の規定上、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

(別表)

法令名	条項	規制の種類
鉱業法	第 101 条第 1 項	目視規制
鉱業法	第 138 条	目視規制
鉱業法	第 140 条	目視規制
深海底鉱業暫定措置法	第 26 条	往訪閲覧規制
鉱業法施行規則	第 56 条	往訪閲覧規制
鉱業法に基づく経済産業大臣の 処分に係る審査基準等について	第 1 - 1 (2) ㉔	目視規制
鉱業賠償供託金配当令施行規則	第 8 条	往訪閲覧規制